

県外の医療機関で健康診査等を受診された場合のご案内

里帰り等の理由により、県外の医療機関で下記の健康診査や検査を受診された場合、受診後に申請することによって費用の一部を助成します。

ただし、健康診査及び検査実施後、1年以内を対象とします。

■対象となる健康診査及び検査

- ・妊婦健康診査
- ・産後健康診査 ※1
- ・新生児聴覚検査
- ・1か月児健康診査（令和7年4月1日以降に受診したもの）※2

※1：産後健康診査については、産後質問票による問診が必須です。医療機関に医療機関宛の文書と産後質問票を提出してください。

※2：1か月児健康診査の健康診査票（2枚複写）については、使用していただき結果を記載してもらってください。

■助成額

県内で受診した場合の助成費用と同等額を助成します。

（県外で受診した健診費用の方が低額の場合は、低い方の額となります。）

■持参するもの

- ・領収書すべて（県外の医療機関が発行した健康診査及び検査と分かるもの）
- ・未使用の受診票
- ・印鑑
- ・母子健康手帳
- ・健康保険情報が確認できるものの写し（マイナ保険証等）
- ・申請者本人名義の通帳
- ・産後健康診査については、産後質問票
- ・1か月児健康診査については、医療機関が結果を記載した1か月児健康診査票（2枚複写の用紙）

申請後、書類等の審査を行い、後日結果を通知します。

【お問い合わせ先及び申請先】

八頭町役場 保健課（こども家庭センター）

こども健やか係 電話：0858-72-6511